

【記載例 1－2】別の一般断熱改修工事等に係る改修工事をした部分を平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に居住の用に供し控除を受ける場合で、同年 4 月 1 日以後の高齢者等居住改修工事等及び一般断熱改修工事等に係る費用の額に含まれる消費税額等のうちに 8 %の税率により課されるべき消費税額等が含まれないとき

控除額

平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に居住の用に供した高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分（以下「先の改修工事等をした部分」という。）があり、かつ、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した別の高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分（以下「後の改修工事等をした部分」という。）がある場合において、その両方の部分についてこの控除の適用を受けるときにおける後の改修工事等をした部分に係る改修工事限度額は、その改修工事限度額から先の改修工事等をした部分に係る控除額に 10 を乗じて計算した金額（以下「特例改修工事限度額」という。）を控除した金額となる（平成 25 年度改正法附則 60②）。

なお、特例改修工事限度額を控除するに当たっては、先ず一般断熱改修工事等をした部分に係る改修工事限度額から控除することとし、控除しきれない金額がある場合には高齢者等居住改修工事等をした部分に係る改修工事限度額から控除する。

設 例

特定居住者（本人 35 歳、同居親族は要介護認定を受けている者）

① 居住開始年月日 平成 26 年 1 月 25 日

増改築等工事証明書に関する事項

一般断熱改修工事等に要した費用の額	3,680,100 円
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	3,120,100 円
交付を受ける補助金等の合計額	700,000 円
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	3,000,000 円

② 居住開始年月日 平成 26 年 6 月 25 日

増改築等工事証明書に関する事項

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	1,400,400 円
交付を受ける補助金等の合計額	200,000 円
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	1,500,000 円
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	650,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	100,000 円
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	2,000,000 円

※ 1 共有者なし

※ 2 ①の一般断熱改修工事等に太陽光発電設置工事を含み、②の一般断熱改修工事等に太陽光発電設置工事を含まない

→ 「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）」と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後居住用）」を両方使用する。

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成26年4月1日以後居住用)

(平成26年分)

氏 名

国 税 太 郎

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

(注) 4の⑪から⑬のいずれかに該当する方の場合には、⑥又は⑩の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

4の⑪から⑬のいずれにも該当しない方の場合には、⑥の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 改修工事をした家屋に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	①	平成26年 6 月 25 日
あなたの共有持分	②	/

※ 共有の場合のみ書いてください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ※ 該当する方を○で囲んでください。	③	有 ・ 無
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④	650,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	100,000
(④ - ⑤)	⑥	550,000
※ 50万円を超える場合に限りです。		
⑥ 又は (⑥ × ②)	⑦	550,000
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑧	0
⑦と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	0
(⑨ × 10%)	⑩	(100円未満の端数切捨て) 0

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型式」欄にその型式が証明されています。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約を締結した場合に限りです。）。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合、断熱改修工事限度額は異なります。詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑪	該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	⑫	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑬	該当
同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。		
氏名 (国 税 松 子)	続柄 (母)	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑭	1,400,400 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑮	200,000
(⑭ - ⑮)	⑯	1,200,400
※ 50万円を超える場合に限りです。		
⑯ 又は (⑯ × ②)	⑰	1,200,400
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑱	520,000
⑰と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲	520,000
(⑲ × 10%)	⑳	(100円未満の端数切捨て) 52,000

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等（平成23年6月29日以前に改修工事に係る契約を締結した場合には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費）の額の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合、改修工事限度額は異なります。詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

⑲の金額が2以上ある場合には、⑲の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑩ + ㉑)	㉑	52,000 円
----------------------------	---	----------

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。

なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」の②欄の金額との合計額を書きます。

住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(注) 1 ⑧欄に記載する一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額の計算は次のとおり。
2,000,000 円 - 2,980,000 円 (298,000 円 (※) × 10) = -980,000 円 → 0 円

※ 先の改修工事等をした部分に係る控除額

2 ⑮欄に記載する高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額の計算は次のとおり。

1,500,000 円 － 980,000 円（※）＝520,000 円

※ （注） 1 の計算において控除しきれない金額

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成26年3月31日以前居住用)

(平成26年分)

氏 名

国税 太郎

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年3月31日以前に居住の用に供して、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）」を使用してください。

(注) 4の⑪から⑬のいずれかに該当する方の場合、⑥又は⑬の金額が30万円を超えるとときにこの控除を受けることができます。

4の⑪から⑬のいずれにも該当しない方の場合、⑥の金額が30万円を超えるとときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 改修工事をした家屋に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	①	平成26年 1 月 25 日
あなたの共有持分	②	/

※下の「増改築等工事証明書」の該当欄の
かっこ内は、平成25年3月31日以前の増
改築等工事証明書の該当欄を示していま
す。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無 ※ 該当する方を○で囲んでください。	③	有 ・ 無
一般断熱改修工事等に要した費用の額	④	3,680,100 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	700,000
(④ - ⑤)	⑥	2,980,100
※ 30万円を超える場合に限りです。		
一般断熱改修工事等の 標準的な費用の額	⑦	3,120,100
⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	2,980,100
⑧ 又は (⑧ × ②)	⑨	2,980,100
※ 最高200万円 (③が「有」の場合は、最高300万円)		
(⑨ × 10%)	⑩	(100円未満の端数切捨て) 298,000

「太陽光発電設備設置工事をした場合には、
「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備
の型式（太陽光の利用に資する設備として
設置された機器の設備の型式）」欄にその
型式が証明されています。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 一般
断熱改修工事等に要した費用の額（「4 ③
ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額」
又は「5 ②ア 一般断熱改修工事等に要し
た費用の額）」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補
助金等の合計額を書きます（平成23年6月
30日以後に改修工事に係る契約を締結した
場合に限りです。）。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 一般
断熱改修工事等の標準的な費用の額（「4
③エ 一般断熱改修工事等の標準的な費
用の額」又は「5 ②エ 一般断熱改修工
事等の標準的な費用の額）」欄の金額を転記
してください。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

（あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。）

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑪	該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	⑫	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑬	該当
同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()		

高齢者等居住改修工事等に 要した費用の額	⑭	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑮	
(⑭ - ⑮)	⑯	
※ 30万円を超える場合に限りです。		
高齢者等居住改修工事等の 標準的な費用の額	⑰	
⑯と⑰のいずれか少ない方の金額	⑱	
⑱ 又は (⑱ × ②)	⑲	(最高200万円(注))
(⑲ × 10%)	⑳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 高
齢者等居住改修工事等に要した費用の額（「
4 ②ア 高齢者等居住改修工事等に要した
費用の額）」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補
助金等（平成23年6月29日以前に改修工
事に係る契約を締結した場合には、地方公
共団体から交付等を受ける補助金等、居宅
介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費）の
合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 高
齢者等居住改修工事等に要した費用の額（「
4 ②エ 高齢者等居住改修工事等の標準
的な費用の額）」欄の金額を転記してください。

(注) 平成24年中に居住の用に供した場合は
最高150万円です。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐
震改修特別税額控除、住宅特定改修・認定住宅
新築等特別税額控除の「住宅特定改修」
の文字を○で囲み「区分」欄に「2」を書き、
控除額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等
居住改修工事等又は一般断熱改修工事等
をした部分を平成26年4月1日から同年12月31
日までの間にも居住の用に供してこの控除
を受ける場合には、この欄の金額と「住宅
特定改修特別税額控除額の計算明細書（平
成26年4月1日以後居住用）」の⑩欄の金額
との合計額を書きます。
住宅耐震改修特別税額控除又は認定住宅新築
等特別税額控除額がある方は、「区分」欄
に「4」を書き、合計額を書きます。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑩ + ⑳)	㉑	298,000 円
※ 最高200万円 (③が「有」の場合は、最高300万円)		

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。